

賛助会員規約

一般社団法人アクティブエイジング協会（以下、「当法人」といいます）と称し、賛助会員規約を以下のとおり定めます。

第1条（目的）

本協会は、人口の高齢化がすすんでいくなか、シニアが単に年齢を重ねるのではなく、元気に輝きながら「健やかなエイジングを楽しみ、生き活きた生活を満喫していける」よう、シニア市場を育成し地域経済の活性化に寄与しながら社会に広く普及させ、健康長寿を目指すことを目的とし活動します。

本規約は、賛助会員との間に賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

本協会の主旨に賛同し、本協회를賛助するために入会した法人ならびに個人事業主とする。

第3条（賛助会員に対する事業）

本協会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本協会が作成する資料等の情報の提供
- (2) 本協会又は賛助会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

第4条（入会）

賛助会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、入会するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

（注）入会金を徴する法人ならびに個人事業主にあつては、第3項として次の規定を加えること。

3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金を納付するものとする。

第5条（入会金、会費及び納入）

賛助会員は、入会金ならびに年会費を納入するものとする。

2 会費の額として、入会金30,000円に加えて年会費を1口60,000円とし、1口以上を負担するものとする。

3 会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

第6条（脱退）

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本協会に届出て脱退するものとする。

第7条（除名）

本協会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本協会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本協会の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

第8条（反社会的勢力の排除）

賛助会員は、現在、反社会勢力とみなされないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第9条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であつて必要な事項は、理事会で決定する。

（付則）

- 1 この規約は、平成29年10月16日から施行する。